

毎週火、金曜日発行（但休日による）は翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

### ◇告示

争議行為を行なう旨の通知  
種番証明書の返納があつた旨の通報  
土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計  
画書の写し等の縦覧  
数人が共同して行なう土地改良事業の認可

計量器定期検査の実施

基準給食及び基準寝具の変更承認

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険医療機関の指定

### ◇公告

電気工事士試験の実施

昭和三十九年三月三十日付け鳥取県規則第十  
一号中訂正

昭和三十九年三月三十日付け鳥取県規則第十  
二号中訂正

昭和三十九年三月三十日付け鳥取県規則第十  
六号中訂正

### 告示

昭和三十九年三月三十日付け鳥取県規則第十  
七号中訂正  
昭和三十九年四月一日付け鳥取県告示第二百  
一号訂正

### 鳥取県告示第二百六十一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三  
十七条第一項の規定に基づき、森脇病院労働組合執行委  
員長 若田良子から争議行為を行なう旨の通知があつた  
ので、労働関係調整法施行令（昭和二十二年勅令第四百  
七十八号）第十条の四第四項の規定により次のとおり告  
示する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 事件 賃金引上げについて

労働協約の締結について

危険手当、家族手当支給について

本採用者に対する初任給支給について  
労働時間短縮について

二 日時 昭和三十九年五月一日午前零時から田満解決の日まで

三 場所 医療法人厚生会森脇病院に勤務する森脇病院  
労働組合員の従事する全職場  
四 概要 合法的な一切の争議行為を実施する。

鳥取県告示第二百六十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八  
条第一項の規定により、次の種番について種番証明書の  
返納があつた旨の通報があつたので同法同条第二項の規  
定により告示する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

証明書番号 名前 種類 飼養者住所氏名 摘要

昭三八鳥取一 畜養 役肉 倉吉市中河原 種畜を  
第二四号 用牛 中垣寛次郎 廃す。

第五号 大鵬 東伯郡北条町 岩垣 実憲  
第四〇号 花千 大栄町 米田千太郎

鳥取県告示第二百六十三号

昭和三十九年一月九日付けで鳥取市倭文 加藤重蔵は  
か七十七人の者から申請のあつた千代土地改良区の設立  
認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査  
した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法(昭和  
二十四年法律第九十五号)第八條第四項の規定により、  
次のように縦覧に供する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

一 縦覧に供する書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写し

(二) 定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年五月一日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所 鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある  
ときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日  
以内知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百六十四号

倉吉市河来見八一番地 山根久雄ほか五人の者から申  
請のあつた数人が共同して行なう土地改良(索道)事業  
については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五  
号)第九十五條第三項において準用する同法第十條第一  
項の規定に基づき、昭和三十九年四月二十八日認可した  
ので、同法第九十五條第四項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第二百六十五号

八頭郡河原町大字佐貫二七七番地 右近慶治ほか二十  
二人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改  
良(開畑)事業については、土地改良法(昭和二十四年  
法律第九十五号)第九十五條第三項において準用する  
同法第十條第一項の規定に基づき、昭和三十九年四月二  
十八日認可したので、同法第九十五條第四項の規定によ  
り告示する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第二百六十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十條の  
規定に基づき、鳥取市の計量器定期検査を次のとおり実  
施するので、同法第四百四十三條第一項の規定により告示  
する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者  
鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

検査期日

時

間

検査区域

検査場所

六月 一日	午前九時から午後四時まで	鳥取市	鳥取東高等学校
〃 二日	〃	〃	修立小学校
〃 三日	〃	〃	遷喬
〃 四日	〃	〃	醇風
〃 五日	〃	〃	日進
〃 八日	〃	〃	〃
〃 九日	〃	〃	鳥取鮮魚卸売市場
〃 一〇日	〃	〃	明德小学校
〃 十一日	〃	〃	〃
〃 一二日	〃	〃	〃
〃 一五日	〃	〃	富桑
〃 一六日	〃	〃	〃
〃 二五日	〃	〃	鳥取県計量検定所
〃 二九日	午前十時から午後三時まで	〃	津ノ井小学校
〃 三〇日	〃	〃	鳥取市農業協同組合面影支所

七月 一日	午前十時から正午まで	〃	米里地区公民館
〃 二日	午後一時から三時まで	〃	美保小学校
〃 三日	午前十時から正午まで	〃	倉田農業協同組合
〃 四日	午後一時から三時まで	〃	神戸地区上砂見公民館
〃 五日	午前十時から正午まで	〃	美穂農業協同組合
〃 六日	午後一時から三時まで	〃	大和地区公民館
〃 七日	午前十時から正午まで	〃	鳥取市農業協同組合東郷支所
〃 八日	午後一時から三時まで	〃	大正地区公民館
〃 九日	午前十時から正午まで	〃	明治小学校
〃 一〇日	午後一時から三時まで	〃	豊実地区公民館
〃 十一日	午前九時三〇分から午後三時三〇分まで	〃	松保
〃 一二日	午前十時から午後三時まで	〃	吉岡
〃 一三日	〃	〃	大郷
〃 一四日	〃	〃	末恒
〃 一五日	〃	〃	賀露
〃 一六日	〃	〃	湖山
〃 一七日	〃	〃	城北小学校

鳥取県告示第二百六十七号  
 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づき、昭和三十八年十二月一日承認した基準給食及び昭和三十八年十二月一日承認した基準寝具設備を次のとおり変更承認した。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

中

井

猛

夏

施設名称	所在地	基準給食承認番号	給食対象	基準寝具承認番号	寝具対象	採点表	承認年月日
医療法人育生 高島病院	米子市西町六	(食)第十九号	一般二病棟	(寝)第三号	一般二病棟	甲表	昭三九、四、一
			一〇四床		一〇四床		

鳥取県告示第二百六十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

中

井

猛

夏

鳥取県告示第二百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長

中

井

猛

夏

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
石川内科医院	米子市立町四丁目	内科、小児科	石川 好明	昭和三十九年四月十一日	乙表点数表
森安皮膚泌尿器科医院	中町五八ノ一	皮膚科、泌尿器科、性病科	森安 勇		
米子高島屋歯科診療所	角盤町一丁目	歯科	西川 利		歯科点数表
太田医院	東町六〇	外科、皮膚科、肛門病科	太田 敏朗	四月十日	乙表点数表

真壁医院	尾高町四六	内科、産婦人科	真壁 憲一	〃
佐古眼科医院	加茂町二丁目	眼科	佐古 恒徳	〃
野津医院	岩美郡国府町谷	内科、小児科	野津 英顕	〃
中河原診療所	中河原七	内科、小児科	野津登志子	〃
安達医院	東伯郡東郷町大字中興寺	内科、小児科、放射線科	安達 考礼	〃
			四月一日	〃
			四月十日	〃
			四月一日	〃

公 告

電気工事士法(昭和35年法律第139号)第5条第2項の規定により電気工事士試験を次のとおり実施する。  
昭和39年4月28日

鳥取県知事職務代理者 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 1 筆記試験
  - 1 試験の日時及び場所
    - (1) 日時 昭和39年7月5日(日曜日)13時から15時まで
    - (2) 場所 鳥取市東町1-220 鳥取県庁講堂  
米子市加茂町2-16 米子商工会議所
  - 2 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電流、電圧、電力及び電気抵抗</li> <li>2 導体及び絶縁体</li> <li>3 交流電気の基礎概念</li> <li>4 電気回路の計算</li> </ol>
配電理論及び配線設計	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配電方式</li> <li>2 引込線</li> <li>3 屋外配線</li> <li>4 屋内配線</li> <li>5 屋内配線</li> </ol>
電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気機器及び配線器具の構造及び性能</li> <li>2 電気工事用の材料の材質及び用途</li> <li>3 電気工事用の工具の用途</li> </ol>
電気工事の施工方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 配線工事の方法</li> <li>2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法</li> <li>3 コード及びキャブライネーブルの取付け方法</li> <li>4 接地工事の方法</li> </ol>

一般用電気工作物の検査方法

配線図  
一般用電気工作物の保安に関する法令

- 1 点検の方法
- 2 導通試験の方法
- 3 絶縁抵抗試験の方法
- 4 接地抵抗試験の方法
- 5 試験用器具の性能及び使用方法

配線図の表示事項及び表示方法

- 1 電気工事士法（昭和35年法律第139号）電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）
- 2 電気工作物規程（昭和29年通商産業省令第13号）
- 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工課に提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第10条第1項各号の一に該当する者、及び同条第2項に該当する者であることを証明する書類を添付すること。

- (1) 受験願書 電気工事士法施行規則第13条に規定する様式によること。
- (2) 写真 願書提出前6月以内に撮影した縦8センチメートル横6センチメートルで上半身正面を撮影したもので裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。

4 受験願書の受付期間

昭和39年5月1日から昭和39年5月30日まで

5 受験手数料

1,000円の鳥取県収入証紙を受験願書の上部中央にはりつけ消印しないこと。

6 受験票

受験票は、願書を受け付けた場合に交付する。

2 技能試験

筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

1 試験日及び場所

- (1) 日時 昭和39年8月23日（日曜日）午前9時から
- (2) 場所 鳥取市立川五丁目 鳥取工業高等学校

00476

- 2 試験科目
- (1) 電線の接続
  - (2) 配線工事
  - (3) 電気機器及び配線器具の設置
  - (4) 電気機器、配線器具並びに電気工専用の材料及び工具の使用方法
  - (5) コード及びキャブタイセーラルの取付け
  - (6) 接地工事
  - (7) 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
  - (8) 一般用電気工作物の検査
  - (9) 一般用電気工作物の故障箇所の修理
- 3 受験票
- 受験票は筆記試験の合格者及び筆記試験を免除された者に交付する。

正 誤

昭和三十九年三月三十日付け鳥取県規則第十一号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	一	隔地私	隔地私
十一	上	二	廠長	廠長

00477

二十六 上 終りから七 なければならぬ  
 五十一 下 七 弁償金  
 五十一 上 終りから四 収入(定額戻入)  
 七十三  
 七十四  
 七十八 下  
 八十五  
 百  
 百四十 下

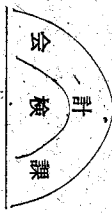
なければならぬ  
 負担金  
 収入(戻入)  
 ※繰入調定整理簿手入済  
 契約書照合済  
 上記の金額をこの小切手  
 と引き替へに又は持参人  
 へお支払いください。

所属外公金振替通知書所属外公金振替通知書

所属外公金振替通知書所属外公金振替通知書

小切手  
 取ただし、記名式

小切手  
 取ただし、記名式



昭和三十九年三月三十日付け鳥取県規則第十二号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

